

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。ただいまから平成24年第2回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄及び定期監査の結果並びに例月出納検査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で、報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から15日までにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から15日までの9日間に決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、林光政君及び川越忠明君を指名します。

日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を議題とします。朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

報告第1号は、町が管理する町道上の水道仕切り弁のふたが開いていたことに起因した自動車破損事故による損害賠償額の決定及び和解契約の締結について、地方自治法180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定について、平成2年議員発議第1号の定めにより専決処分をしたので、地方自治法180条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（山下 壽君） ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 本件だけではないんですけども、いろんな建造物の中において、普通民間ではいろんな保険を掛ける場合がございます。で、町のいわゆる建造物、具体的に申しますと、商店街の街灯なんか、あれは全部保険がかかっております。

そういう形で、こういう場合のためのいわゆる危機管理としての保険というものは掛けてらっしゃるところがあるんですかね。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの濱本議員の御質問にお答えをいたします。

この報告第1号の件につきましては、全国町村会総合賠償補償保険のほうに加入をいたし

ております。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この項目について自動車破損事故とありますけど、私たちにどんな事故だったのか、わからないんですけど、軽自動車なんですか、普通自動車なんかぐらいは教えていただいてもいいんじゃないかなと思うんですけど、聞けないんですかね、それは。

○総務課長（諸橋 司君） この報告第1号の事故の件なんですけど、先ほどの提案理由の説明の中でもありましたように、町道毘沙門名貫線、ちょうど選果場の西側の交差点から名貫川に250メートルぐらい進んだところですよ。木下種苗センターから名貫のほうに250メートル程度行ったところの上水道の仕切り弁が開いたことによりまして、たまたまそこを通行されてた方の車のサイドステップ、それから、左後輪ホイール及びタイヤが破損しております。

で、この方は木城の方でありますけど、今回専決処分にさせていただいたのは、事故自体は1月の16日に発生しているんですけど、和解が3月の23日に締結されております。で、和解がおくれた理由は、この車の部品が製造されておらずに損害額の見積もり額に時間を要したことで、今回の報告に至っております。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 車がどんな車だったのかちょっと聞きたかったのですが、それと、その道路ですけど、道路の開いて、ただふたを閉めればいいだけのものだったんですか、簡単なものなんですかね。道路のふたがあいていたと言うけど、そのことをちょっと知りたいんですが。

○総務課長（諸橋 司君） 事故に至った経緯なんですけど、先ほどの町道毘沙門名貫線上の仕切り弁が周辺の舗装が沈下しておったということと、雨降りにより、その仕切り弁の中に水がたまった状態で、で、ふたが浮き上がって事故に至ったということで報告を受けています。

で、先ほどのお尋ねの車種なんですけど、普通車であります。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありますか。

○議員（米山 知子君） 確認ですけれども、先ほどの全国町村会総合賠償保険に加入しているということをお聞きしたんですが、となると、その損害賠償額の27万6,860円というのは全額その保険のほうから出るということと理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 米山議員のお尋ねの件ですけど、全額保険で対応しております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5「報告第2号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）」、

日程第6「報告第3号専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）」

日程第7「報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度川南町一般会計補正予算（第7号）」

日程第8「報告第5号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」

以上、4議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本4議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第2号から報告第5号までにつきまして、御説明申し上げます。

報告第2号から報告第5号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました補正予算及び条例の一部改正につきまして議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

報告第2号は、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、川南町税条例の一部改正をしたものでございます。

この改正の主なものは、個人住民税における寡婦（寡夫）を削除するもので、これは所得税において年金所得者に係る源泉徴収税額の計算をする上で、控除の対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除が加えられ、平成26年度分以後の個人住民税について適用するものです。

また、東日本大震災に関連します土地に対して課する固定資産税については、議案に示しておりますとおり条項の挿入、削除及び用語の訂正並びに適用期間等を変更するもので、平成24年4月1日から施行されたものであります。

次に、報告第3号は、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

この改正の主なものは、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例により、附則中の法律名の挿入と、東日本大震災に係る被災移住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、見出し、項の追加をするもので、平成24年4月1日から施行されたものであります。

次に、報告第4号は、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税など年度末に確定しました歳入があり、平成23年度川南町一般会計予算の補正をいたしましたものでございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,574万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,450万円とするとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為補正、地方債補正を行ったものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入ですが、町税の8,012万5,000円の計上は、町民税7,558万6,000円、固定資産税1,066万7,000円を増額し、町たばこ税612万8,000円を減額するものでございます。

地方譲与税は715万円の計上で、交付額の確定により地方揮発油譲与税228万8,000円、自動車重量譲与税486万2,000円増額するものでございます。

利子割交付金27万6,000円の減額、配当割交付金106万5,000円の増額、地方消費税交付金1,758万7,000円の増額、自動車取得税交付金388万4,000円の減額は、それぞれ交付額の確定による計上でございます。

地方交付税は1億8,057万8,000円を計上しました。

国庫支出金は135万6,000円の減額で、社会福祉費補助金98万4,000円、環境衛生費補助金の50万9,000円の減額が主なものでございます。

県支出金は1,161万6,000円の減額で、主なものは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業184万1,000円、農業振興費関連資金利子補給事業260万6,000円、消費安全対策交付金244万9,000円の減額とするものでございます。

諸収入は380万4,000円の計上で、宮崎県市町村振興協会市町村交付金291万8,000円、災害救助法に基づく求償費192万7,000円の増額が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

総務費から教育費に係る給料、職員手当等共済費など人件費に関するものにつきましては、執行残によるものでございます。

総務費は3億6,254万5,000円の増額で、主なものは特別交付税の増額及び執行残などにより、公共施設等整備基金に2億8,997万5,000円、町債管理基金に8,853万9,000円を積み立てるものでございます。

公共施設等整備基金及び町債管理基金への積み立ては、役場本庁舎の耐震工事や公共施設の建てかえ・改修工事、また、口蹄疫からの復興で今後厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積み立てをさせていただくものでございます。

次に、民生費は2,321万3,000円の減額で、主なものは障害福祉関係の扶助費647万4,000円の減額、私立保育園等委託料390万円の減額、工事請負費執行残150万2,000円でございます。

衛生費は756万4,000円の減額で、母子保健活動費165万円の減額、予防接種事業217万6,000円の減額、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業164万8,000円の減額が主なものでございます。

農林水産業費は4,434万9,000円の減額で、農業経営基盤強化資金利子補給補助金521万1,000円の減額、家畜の導入数の減により川南町優良家畜導入事業補助金2,265万円の減額が主なものでございます。

商工費163万3,000円の減額、土木費434万1,000円の減額、教育費764万4,000円の減額、災害復旧費160万円の減額、公債費425万円の減額、予備費172万円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。

第2表繰越明許費の追加は、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業、雨漏り防水工事設計監理委託料、いずれも設計に時間を要したため繰り越しをするものでございます。

第3表債務負担行為補正及び第4表地方債補正は、事業費の確定によるものでございます。

次に、報告第5号は、前年度に受益者負担等に確定した歳入があり、平成23年度川南町下水道事業特別会計予算の補正をいたしたものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万8,000円を追加し、総額を1億2,622万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、受益者負担金93万7,000円の追加計上でございます。

歳出は、積み立て金92万8,000円の追加計上でございます。

以上、4件の報告となります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君） 町長。

○町長（日高 昭彦君） 訂正を一部いたします。済みません、4ページの上から6行目ですか、東日本大震災に係る被災移住用と読みましたけど、被災居住用財産に訂正いたします。

○議長（山下 壽君） 私のほうも口述に一部間違いがありましたので、訂正をいたします。日程第6、報告第3号の中で川南町国民健康保険条例と言ったそうですが、保険税条例の一部改正でございますので、訂正をしたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 報告第2号川南町税条例の一部改正についてでございますけれども、改正前の、これは第12条の第2号を見ていただくと、住宅用地が削除されております。この中を見ますと「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」というふうなことがありますけれども、改正後になりますと「商業地」ということで10分の6がそのまま乗じた金額が税込として上がってくるのではないかとというふうに理解しているわけですが、この10分の8が削除されたというふうなことで、税込の減はあるのか、ないのか、質問いたします。

○税務課長（永友 好典君） 中津議員の質問にお答えいたします。

税率の減額によって税が変更されるかということですが、その件につきましては、商業地等の住宅用地ということですが、そこら辺については今把握しておりません。速やかに調査し、報告したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この専決第4号平成23年度川南町一般会計補正予算（第7号）じ

やけど、これは専決に当たるような何じゃっけどよ、何か専決にせん不都合なこつがあつとね、これは。この予算書、こげなことしようたら、事後報告でええっちゃがよ。あんたたちおかしいよ、こっちに一般会計補正予算（第1号）と比べたら、厚みがこんげん違うとばい。こっちが専決すつとなわかるけど、あっちも専決しよつたらどげんなるとね、あんたらは。

どういう考えを持っとるか知らんけどよ、これは、こっちに今度、一般会計補正予算（第1号）、こんペラペラしとるやつ審査してよ、こっちが、あっち審査せんちいうのは、どうしたことね、これは。これはね、あんた方、執行残じゃの何じゃのじゃ書いち簡単な理由で専決ちいうわけのわからんこつ言うけどよ、何で執行残が出たかちいうとも議会は審査せんならんとよ、本当は。仕事しとらんから、こげな執行残やら何やら出てくるんじとじゃないとね、それを隠すためにこれを専決にすつとね。やり方がおかしいよ、あんたらは。何でんかんでん専決にすればいいちいうような考えしとるがよ。この中の2,000万円以上の減額の何もあるがよ、この家畜導入事業補助金2,265万。こんげな、お前、執行残が出るような予算の計上の仕方しとって、専決処分でよ物事を解決しようと思うとつとが大きな間違いじゃろう、これは。どう考えとつとね、あんた方は。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質問の件なんですけど、専決処分については、提案理由の中にもございましたように、平成23年度のこれは予算でありますので、3月31日までに予算が確定したものに付きまして専決をいたしております。

議員が言われるように、予算の減額の中身とか、そういうことについては、言われるのも理解はできるんですけど、一応そういうことで専決をさせていただいております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いろいろあるがよ、そればかりじゃねえして、ね。新たにこれは、この何した事業もあつとやがよ、減額ばかりじゃねえこつちやあるけどよ、これは、あした、あさつて、3日あつとか、この議案熟読ち。熟読して意味がねえわね、これは。こんなのもろうて。まあ読む、見る何もねえがよ、初めてっちゃねえかしら〜。今こんがとで繰り越しでしとって。今までこげなことしたことがあんね、総務課長。おれは、もうちつとボケとるかわからんけど、以前の8年のときにもこんげなあつとよ、繰り越しで専決処分した記憶はねえとやが。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質問なんですけど、昨年は5月に臨時議会を開いておりますけど、そのときに、この専決処分の報告をいたしております。

で、毎年この専決処分はやっておるんですけど、昨年も何か同じような御質問をいただいかと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 何か昨年もおら指摘したねえね、こういう専決処分はすんなち。なんでかんでん専決処分すればええちいうような考えをしとるけんがよ、悪かったら専決処

分すればええわ。ずっと専決処分、失敗したら専決処分すればええね、今度は。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたしますけど、議員言われるようなことで専決処分をやっているわけではありません。会計年度というのは、4月1日から3月31日までということで、極端な例を申し上げて、臨時議会を4月1日に開いたとしても、3月31日付で予算は確定しますので、仮に4月1日に開会したとしても、専決で報告ということになります。（「そげんが答弁が早うせんがや、4回目はされんとや」と呼ぶ者あり）

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（河野 幸夫君） 41ページのこの3款1項5目障害福祉費の中のこの補正額の財源の内訳です。これが国庫支出金、県支出金となっていますが、これを足したらこの計になりますかね。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前9時33分休憩

.....  
午前9時34分再開

○総務課長（諸橋 司君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

民生費の中の障害福祉費の財源の内訳のことだったかと思えますけど、国庫支出金マイナスの104万7,000円、それから、県支出金マイナスの192万3,000円、これを合計しますと、その上にありますように297万円ということで、これは足したもので間違いありません。

以上です。

○議員（河野 幸夫君） じゃから、この経費の書き方が何か内訳というふうの上に書いちゃあるけど、これ錯覚するですよ、こんな何は。そういうことで、今、質問したわけですけども。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 先ほど、中津議員からの御質問で、この税条例を改正することによる影響というんですが、そういうことを御質問ございました。

で、担当課がそれは今調べてないからということでございましたけども、特に、町民負担、町民の支出に関する、税に限らず、こういうものはこれを改正する時期に、こういう人たちはこれくらいの負担がふえますよと、これくらいの負担はこれくらい減りますよと、100%正確でなくてもそういう数字というものを提示して、税条例なり、条例を改正をするという方向に作業的にはできないもんですかね。

○税務課長（永友 好典君） 濱本議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおりやはりそういう数的なものを出さないといけないだろうというふうなことで、今、質問を受けてつくづく思ったところがございます。

今後はそういうことが前もって税条例決まってくるんですけども、それに合わせて数字的なもの

のが出させるものについては、今後出したいというように思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 今たまたまこの税の問題だけでございますけども、今からいろんな形で町民負担を求める場合が出てこようかと思えます。その場合には、必ずその税だけでなく、そういう数字的なものを町民に提示してその理解を得るといふような手続ができるかどうか、町長にちょっとお伺いしてみたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、当然物事をとり行う前に、事前にそういう予測をするのはやっぱり当然だと思っておりますし、できる範囲のことはやりたいと考えております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 済みません、1点お伺いします。どちらでも、歳出のほうでもいいんですが、38ページの公共施設等整備基金として2億8,997万5,000円を積み立てているということで、これは特別交付税の増額と執行残ということで積み立てたものだと思うんですが、この特別交付税の用途というか、使う方法というのは特に決まらずに交付をされたということでよろしいのでしょうか。

また、これを公共施設の基金のほうに充てたという理由のほうをよろしくお願ひできますか。わかりますか。この特別交付税のその用途の理由、どういうふうはこの特別交付税が予算措置されて、それを公共施設のほうの基金に充てたという理由のほうを教えてくださいませんか。

○総務課長（諸橋 司君） 徳弘議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの町長の提案理由の中に理由もございましたけど、特別交付税は全体の普通交付税の中の6%が特別交付税として交付をされます。で、普通交付税で措置をされない個別、緊急の財源需用に対する財源不足額に見合いの額として算定をされております。この算定される額が3月末でないとならば額が確定をしませんので、今回専決処分をさせていただいております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、この公共施設等整備基金という目的は、将来具体的にどこかの施設をするということで、いいんですか。

○総務課長（諸橋 司君） 提案理由の中の5ページの下から3行目、そこに公共施設等整備基金のことをうたってますけど、具体的には、まだこれは今回の一般質問の中でございましたが、防災関係で本庁舎がまだ耐震の工事がされておられません。だから、そういう耐震の設計というか、調査をした後にそういう工事の必要があれば、そういう工事費に充てる考えでおります。



以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

これから、報告第2号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第2号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、報告第2号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、報告第3号専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第3号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、報告第3号専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度川南町一般会計補正予算（第7号））の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第4号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度川南町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、報告第5号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度川南町下水道事業特

別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第5号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、報告第5号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9「報告第6号平成23年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第6号は、平成23年度川南町一般会計補正予算第6号、第7号のまちづくり交付金事業6,385万9,000円、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業441万円、川南町畜産経営再開支援推進事業8,773万8,000円、雨漏り防水工事設計監理委託料283万5,000円の繰越明許費につきまして、翌年度の繰越額が平成23年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令146号第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（山下 壽君） ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第10「議案第27号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて」

日程第11「議案第28号「西都児湯環境整備事務組合規約の一部改正について」を議題とします。以上、2議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本2議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、2議案について御説明申し上げます。

議案第27号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱する者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が本年7月9日から施行されることにより、外国人住民も日本住民と同様に住民基本台帳法の適用対象となります。

従来外国人登録制度が廃止され、新たに在留管理制度が開始されることに伴い、関係条

例の整理及び字句の訂正をするものでございます。

次に、議案第28号は、これまで西米良を除く西都児湯1市5町による広域化を検討してまいりました新火葬場の建設につきまして、予算を当初に計上させていただき御承認いただいたところです。

今後、具体的に協議を進めていくに当たり西都児湯環境整備事務組合に参加するには、同組合の規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第290条の規定により西都児湯環境整備事務組合を構成する市町村において、議会の議決を求めるものでございます。

以上、2議案、御提案申し上げますので、よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第12「議案第29号平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

日程第13「議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

以上、2議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本2議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） では、提案理由を御説明いたします。

議案第29号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,645万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,565万円とするものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入ですが、県支出金は3,426万円の増額で、新規就農総合支援事業150万円、森林整備加速化・林業再生事業3,223万8,000円、地域防災力強化促進事業費補助金52万2,000円を計上しました。

諸収入は219万円の増額で、土地改良区選挙費受託金77万9,000円、消防団員安全装備品整備等助成事業41万1,000円、コミュニティ助成事業100万円を計上しました。

次に、歳出について御説明申し上げます。総務費は107万7,000円の増額で、尾鈴北土地改良区総代選挙費77万9,000円が主なものでございます。

農林水産業費は3,386万2,000円の増額で、新規就農総合支援・戸別所得補償経営安定推進事業162万4,000円、森林整備加速化・林業再生事業補助金3,223万8,000円でございます。

消防費は151万1,000円の増額で、コミュニティ助成事業109万9,000円、消防団員安全装備品整備等助成事業41万2,000円でございます。

次に、議案第30号は、歳入歳出にそれぞれ26万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,871万2,000円とするものでございます。

まず、歳入ですが、国民健康保険税の税率を据え置き昨年度と同じ率で算定しました。前年度は口蹄疫被害による手当金を所得としてみなし税額を算定したため、何とか予算を確保できましたが、今年度については、いまだ口蹄疫からの復興途上であり所得の大幅な回復は

見込めませんでした。そのため国民健康保険税を1億347万4,000円減額し、加えて交付決定により前期高齢者交付金を減額、繰越金は1億418万4,000円を増額いたしました。

なお、1人当たりの国民健康保険税は所得の減少に伴い前年度より減額となります。

歳出は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定により、それぞれ増額または減額するものが主なものです。

以上、2議案、詳細につきましては担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（山下 壽君） 補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（諸橋 司君） 議案第29号について、その補足説明を申し上げます。

9、10ページをお願いいたします。2款4項5目土地改良区総代選挙費77万9,000円は、7月下旬に予定されています尾鈴北土地改良区総代選挙費を計上いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○農林水産課長（押川 義光君） 議案第29号、農林水産課関係につきまして補足説明を申し上げます。

ページがまたがっておりまして恐縮ですが、9から10ページ、11から12ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費162万4,000円は、国が定めました新規就農総合支援及び戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱に基づきまして、町全域を対象として人・農地プランを定めて事業を一部実施するための予算であります。

2項2目林業振興費19節負担金補助及び交付金3,223万8,000円は、林業及び木炭販売業者4社により新規で本町に設立されたひむか燃料株式会社が、国の森林整備加速化・林業再生事業を活用し、おがくずを活用した炭の製造を実施する事業に対し補助するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前9時58分閉会